

特記仕様書

第1章 総則

第1節 概要

本工事は桑名広域環境管理センターにおける空調修繕に適用する。

第2節 特記事項

1. 本工事で据付けする機器は稼動時に支障が出ないように考慮すること。
2. 設計図書中に相互に差異のある場合は打ち合わせによる決定・指示した事項が最優先するものとする。
3. 本書及び図面に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な工事は受注者の責任において行う。また、費用一切も受注者の負担とする。
4. 機器等については機器使用承認図を提出するものとする。
5. 本工事で機器類の運用及び維持管理上支障がある場合、監督員と協議を行い決定する。
6. その他、監督員の指示、承諾を遵守すること。

第3節 規格及び関係法令

1. 本工事の実施にあたっては、下記の規格規則等に準拠すること。
 - (1) 機械、電気設備に関する技術基準を定める省令
 - (2) 日本産業規格（JIS）
 - (3) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (4) 日本電機工業会標準規格（JEM）
 - (5) 内線規程
 - (6) 三重県公共工事共通仕様書
 - (7) その他関連法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団発刊基準類

第4節 試運転調整及び検査

1. 機器類は、据付完了後、現場にて試運転調整を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で試運転調整が出来ない場合は、後日運転可能になった時行うものとする。
2. 工事完了後、完成検査を受けるものとする。完成時に別途発注工事との関連で機器類の運転が出来ない場合や、それに伴った検査を受けられない場合は、受注者は監督員の指示に従うものとする。

第5節 保証期間

1. 機器の保証期間は規定による引渡し完了後1年間とする。
2. 保証期間内に明らかに製作者の設計製作の不備に起因する故障あるいは事故が生じた場合は、24時間体制で対応すること。また、受注者の責任において直ちに修理又は取替えを行うこと。

第2章 工事内容

第1節 目的

本工事は、桑名広域環境管理センターにおける空調設備の改修を行うものである。

第2節 機器仕様

1. 2F 水質試験室・中央監視室系統（屋上）

空冷ヒートポンプパッケージエアコン 1台

既設 氷蓄熱ビル用マルチ 室外ユニット 13馬力相当

（現状のビルマルチエアコンからの取替。また氷蓄熱式である必要はない。）

電 源 : 3φ-200V
冷房能力 : 35.5kw
暖房能力 : 40.0kw
圧縮機 : 3.5kw+3.75kw
●付属品
防振架台 : 1式
他付属品 : 1式

2. 2F 中央監視室

空冷ヒートポンプパッケージエアコン 天カセ4方向 2台

（現状のビルマルチエアコンからの取替。）

電 源 : 1φ-200V
冷房能力 : 11.2kw
暖房能力 : 12.5kw
●付属品
ドレンアップメカ : 1式
ロングライフフィルタ : 1式
化粧パネル : 1式
運転リモコン : 1式
他付属品 : 1式

3. 2F 水質試験室

空冷ヒートポンプパッケージエアコン 天カセ4方向 2台

（現状のビルマルチエアコンからの取替。）

電 源 : 1φ-200V
冷房能力 : 7.1kw

暖房能力 : 8.0kw

●付属品

ドレンアップメカ : 1式
ロングライフフィルタ : 1式
化粧パネル : 1式
運転リモコン : 1式
他付属品 : 1式

4. 2F 電気室 (室外機屋上)

空冷ヒートポンプパッケージエアコン 2台

既設 ペア 冷房専用 10馬力相当 天井吊

(現状のビルマルチエアコンからの取替。)

電 源 : 3φ-200V
冷房能力 : 28.0kw
圧縮機 : 7.5kw

●付属品

ドレンアップメカ : 1式
ロングライフフィルタ : 1式
化粧パネル : 1式
運転リモコン : 1式
他付属品 : 1式

- ・交換する機器は既設機器と同等以上の性能及び品質を有するものとし、
現有能力を満たせば形式等は問わない。

第3章 撤去・据付

第1節 適用範囲

本工事の施工方法、使用材料、使用機器等については、安全かつ効率的に実施し、
施工中、機場の運転について支障が無いように行うものとする。

第1節 作業内容

- (1) 据付にあたっては機器等の水平、垂直等に十分注意すること。
- (2) 設置後、運転に不具合が無いことを確認すること。
- (3) 現場に仮設物を設ける場合は、あらかじめ監督員の許可を得るものとする。

第4章 その他

- (1) 機器取替時に発生した撤去品や廃材等は、受注者の責任により関係諸法令を
遵守し、適切な処分を行うこと。
- (2) 試験用器具及び試験に必要な一切のもの及びこれに要する消耗品等はすべ
て受注者の負担とする。
- (3) 本工事は既設配管を流用する。